

大韓民国産及び中華人民共和国産の
炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る不当廉売について

平成29年12月15日
産業構造審議会
通商・貿易分科会
特殊貿易措置小委員会

経済産業省

調査の概要

- 政府において、関税定率法に基づき、大韓民国(以下「韓国」という。)産及び中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に関し、次の期間につき、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、調査を実施。

【調査対象貨物】

- 炭素鋼製突合せ溶接式継手
- 流体を必要な場所へ運ぶ役割を果たす配管において、管と管を接続する等の用途に供される配管部材であり、鋼材の種類が炭素鋼で、継手と配管の接続方式が突合せ溶接式のもの
- HS第7307.93号に分類



[写真提供:株式会社ベンカン機工]

【調査対象期間】

- 不当廉売された貨物の輸入の事実
平成27年10月1日～平成28年9月30日
- 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実
平成25年1月1日～平成28年9月30日

暫定的な不当廉売関税の課税要件

- 不当廉売された貨物の輸入の事実が推定されること。
- 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定されること。
- 本邦の産業を保護する必要があると認められること。

※ 関税定率法第8条第9項

(参考)これまでの経緯

平成29年 3月 6日 株式会社ベンカン機工等3社が不当廉売関税の課税申請
 3月31日 調査開始
 4月10日 利害関係者等への質問状の送付
 8月10日 証拠の提出及び証言の期限
 10月10日 意見の表明の期限
 10月 現地調査の実施
 12月 8日 仮の決定(中間報告書)
 ↓
 (暫定措置)

証拠及び情報の提出

- 利害関係者等に対し質問状を送付したところ、回答状況は以下のとおり。

【表1】 当初質問状への回答状況

利害関係者の区分	送付数	確認票					当初質問状	
		回答数					回答数	
				うち実績あり				
	A 件	B 件	B/A %	C 件	C/B %		D 件	D/A %
供給者(韓国)	19	7	36.8	5	5	71.4	71.4	3 15.8
供給者(中国)	7	0	0	0	0	0	0	0
(市場経済条件の浸透事実に関するもの)	7	0	0	0	0	0	0	0
輸入者	4	3	75.0	2	66.7		3	75.0
本邦生産者	4	4	100	4	100		4	100
産業上の使用者	6	6	100	4	66.7		2	33.3

(注)「実績」とは、「供給者」については調査対象貨物の生産又は輸出、「(市場経済条件の浸透事実に関するもの)」については中国における同種の貨物の生産、「輸入者」については調査対象貨物の輸入、「本邦生産者」については本邦同種の貨物の生産、「産業上の使用者」については本邦産同種の貨物の購入に係る実績があった場合をいう。

不当廉売された貨物の輸入の事実

不当廉売差額率の算出

不当廉売差額率(%)=((正常価格－輸出価格)／輸出価格)×100

- 正常価格 韓国：供給者1者(泰光)については質問状等に対する回答に基づき算出。
その他の供給者については回答が無い又は不十分であったため、調査当局が知ることができた事実に基づき算出。
中国：市場経済の条件が浸透している事実が確認できなかったことから、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国の企業の価格情報等を用いて算出。
- 輸出価格 韓国：供給者1者(泰光)については質問状等に対する回答に基づき算出。
その他の供給者については回答が無い又は不十分であったため、調査当局が知ることができた事実に基づき算出。
中国：質問状等に対する回答がなかったことから、調査当局が知ることができた事実に基づき算出。

中間結果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったため、不当廉売された貨物の輸入の事実が推定された。
- 算出された不当廉売差額率は43.51%から73.51%。

【表2】 不当廉売差額率

国	供給者名	不当廉売差額率
韓国	泰光	43.51%
	その他の供給者	73.51%
中国	全供給者	60.84%

実質的な損害等の事実

検討

- 不当廉売された貨物の輸入の増加
⇒ 国内需要が横ばいの中、韓国・中国産の貨物の輸入量は増加。
- 国産品に与える影響
⇒ 製造原価の上昇を価格に転嫁したところシェアを奪われ、直近の国産品の販売量、価格が低下。このため売上高も減少。営業利益も急激に悪化。
- 本邦産業への影響
⇒ 2か国以外からの貨物による国産品価格への影響、産業界の消費態様の変化などは特に認められず、韓国・中国からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が推定。

【表3】本邦の産業の状況

指標 (平成25年=100)	25年	26年	27年	27.10 ～28.9	(参考)25年から最終 年における変化率
国内需要量	100	102	102	98	▲2%
韓国からの輸入量	100	149	106	112	+12%
中国からの輸入量	100	148	120	113	+13%
国産品の販売量	100	93	95	84	▲16%
国産品の市場占有率	100	91	93	85	▲15%
国産品の価格	100	123	119	106	+6%
輸入品(中韓)の価格 (価格比(%))	100	111	115	97	▲3%
国産品の売上高	100	108	109	88	▲12%
国産品の製造原価	100	113	114	115	+15%
国内産業の営業利益	100	165	43	-169	急激に悪化

価格比(%)=(輸入品(中韓)の価格／国産品の価格)×100

中間結果

- 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定された。

暫定措置の発動

本邦産業保護の必要性

- 調査中に生じる損害の拡大を防止し本邦産業を保護するために、暫定措置を発動する必要性が認められる。



暫定措置の発動

- 調査によって明らかになった不当廉売差額率に基づき、表4のとおり暫定的な不当廉売関税を課することが適當（暫定措置の期間は、WTO協定及び法令で認められた期間内である4か月）。

【表4】不当廉売関税率（暫定措置）

国	供給者名	不当廉売関税率
韓国	泰光	41.8%
	その他の供給者	69.2%
中国	全供給者	57.3%

(注) 不当廉売関税率 = (不当廉売差額 / 本邦輸入価格) × 100